

平成22年

第1回市議会定例会 議案第36号

函館市財産条例の一部改正について

函館市財産条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成22年2月26日提出

函館市長 西尾正範

函館市財産条例の一部を改正する条例

函館市財産条例（昭和39年函館市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第3条の2の次に次の1条を加える。

（行政財産の貸付料）

第3条の3 行政財産をその用途または目的を妨げない限度において貸し付ける場合は、貸付料を徴収する。

2 前項の貸付料の額は、市長が別に定める算定基準に基づいて算出した額とする。

3 市長は、国もしくは公共団体等が行政財産を公用、公共用もしくは公益のために使用する場合または行政財産の貸付けを受けた者が天災その他不可抗力によつて当該財産を使用の目的に供し難いと認める場合は、貸付料を減額し、または無償で貸し付けることができる。

第4条第2項を次のように改める。

2 前項の場合においては、前条第2項および第3項の規定を準用する。

第4条第3項を削る。

第7条第1項を次のように改める。

物品を貸し付ける場合は、貸付料を徴収する。

第7条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の貸付料の額は、市長が別に定める算定基準に基づいて算出した額とする。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(提案理由)

行政財産を貸し付ける場合に貸付料を徴収することとし、および規定を整備するため